

# 困ったなあに答えます

佐々木知子の  
法律相談



佐々木知子  
ささきともこ  
弁護士  
帝京大学法学部教授

末の妹に全遺産を渡したい。  
遺言書はどう書けばよいですか。

私も早いもので70歳になったので、そろそろ今後のことを考えないとと思うようになりました。私は田舎で育ち、学校を出した後上京し、最初は会社勤めを、その後は飲食店などで働きました。若い時に結婚し、息子が産まれたのですが、旧家だった婚家とうまくいかず、結局息子は置いて家を出て、離婚に至りました。その後一切音信不通で、今どうしているのか分かりません。

その10年後に再婚した夫は、年がすいぶん離れていたせいか、けんかもせず、30年もの間仲良くななり、今住んでいるマンションへ暮らしました。でも3年前に亡くなり、現在の戸籍を取り寄せました。

息子さんは存命で15年前に結婚、その際相手の両親と養子縁組し、子供さんも一人産まれています。よく誤解されるのですが、養子にいっても実子としての相続権には全く影響はありません（代わりに扶養の義務をどちらにも負います）。

ご相談者が亡くなつた時に息子さんがもし先に亡くなつていても、その子供さん（孫）が代襲相続をするので、やはり全遺産はどちらに行きます。でも遺産はもちろん、妹さんに遺したいですね。そのためには「私の全財産を○○に遺贈する」旨の遺言を書いておかなければいけません。自筆証書遺

そうですね。

まず相続人の話からしないといけないのですが、ご相談者の法定相続人は、ご主人もいらっしゃらないので、最初の結婚で残してきた息子さん一人です。どこにどうしているのか分からぬとのことなので、出生時からたどつて、現在の戸籍を取り寄せました。

息子さんは存命で15年前に結婚、その際相手の両親と養子縁組し、子供さんも一人産まれています。よく誤解されるのですが、養子にいっても実子としての相続権には全く影響はありません（代わりに扶養の義務をどちらにも負います）。

言でも公正証書遺言でも法的な効力は変わりませんが、後々登記名義の変更を相続人に請求するためには、後者がお勧めです。もちろんそう書いたとしても、息子さんなりお孫さんには遺留分があり、遺留分減殺請求権を行使されれば、全遺産の半分はどちらに行くことになります。

は今も全員健在ですが、10歳離

れたその妹が私とともに仲が良

く、私の遺産は妹にすべて遺し

たいと思っています。

ただ、他のきょうだいもいるの

で、この妹一人に遺すには、遺言

書を作つておかないといけないで

しょうか？ やり方や書く内容な

ど教えていただければと思います。